

利用者のために

I 農業集落類型別統計の概要

1 作成の目的

本統計書は、都市化、混住化の進行と、他方では過疎化の進行、兼業化に伴う農家構成の多様化、高齢化の進行等による農業・農村構造の現状と変容を明らかにするため、2005年農林業センサス農山村地域調査において調査対象とした農業集落（13万9,465集落）及びこの農業集落内に所在する農林業経営体（204万386経営体）を集計対象とし、2005年農林業センサス農林業経営体調査の農業集落別結果及び農山村地域調査の農業集落別結果の主要な項目について、一体的に集落属性により区分し作成したものである。

2 農山村地域調査における調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまで農業集落に対する調査として実施してきた「農業集落調査」では、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農家点在地を除く農業集落として機能があると認められた地域を調査対象とした。

2005年農林業センサスにおいては、従来の「農業集落調査」と「林業地域調査」を統合し、農山村地域資源の総量把握に重点を置いた「農山村地域調査」として実施した。このため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとした。ただし、農林行政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

3 集計方法等

農業・農村構造の現状と変容を明らかにするため、「Ⅲ 農業集落類型の設定」に示した農業集落別類型により集計した。

II 農業集落の概念

1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

農業集落は「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

3 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

4 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として踏襲した。

5 2005年農林業センサス

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲した。

Ⅲ 農業集落類型の設定

1 農業集落類型設定の考え方

農業・農村構造の現状と変容を明らかにするため、次の視点により農業集落類型を大別し、8つの類型化を行った。

- ① 農業集落の構成等に表れた地域分化の違いを明らかにする。〔基本的属性に関する分類〕
- ② 農業生産を取り巻く諸条件による地域農業生産構造の違いを明らかにする。〔農業生産構造に関する分類〕
- ③ 社会経済的立地条件及び農業集落の機能を明らかにする。〔社会経済的立地等に関する分類〕

（1）基本的属性に関する分類

農業集落を構成する諸要件により、次の類型を設定した。

販売農家率別類型

兼業化が進行する中で、生計の大部分を農外収入等に依存している自給主体の農家が増加してきており、その性格が販売を目的とした農家とは質的に異なっている。

そこで、農業集落の構成員である農家の分化状況を表す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落における販売農家率（総農家数に対する販売農家数の割合）により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の総農家数規模により区分した。

(2) 農業生産構造に関する分類

農業、農村における生産構造、経営構造などの差異に関する類型とし、次の類型を設定した。

ア 農業集落主位作目別類型

農業生産の地域における経営部門の特色や産地化形成の状況をみる指標として、農業集落における販売農家のうち、農産物販売金額第1位部門の割合が最も高い作目別に区分した。

イ 65歳未満男子農業専従者率別類型

農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を人からみた指標として、農業従事者に対する65歳未満の男子農業専従者の割合により区分した。

ウ 65歳未満女子農業専従者率別類型

農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を人からみた指標として、農業従事者に対する65歳未満の女子農業専従者の割合により区分した。

エ 65歳未満農業専従者がいる農家率別類型

農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を家からみた指標として、農業集落の販売農家数に対する65歳未満の農業専従者がいる農家数の割合により区分した。

(3) 社会経済的立地等に関する分類

農業集落を取り巻く社会経済的条件及び農業集落の仕組みなどを明らかにするため、次の類型を設定した。

ア 農業振興地域・都市計画区域別類型

農業集落における法制上の地域指定からみた混住化の中での農家数規模を示す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業振興地域と都市計画区域の指定の有無により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の総農家数規模により区分した。

イ 山村・過疎・特定農山村地域別類型

振興山村地域、過疎地域及び特定農山村地域の指定の有無により区分した。

ウ 社会経済的立地別類型

農業集落の所在地が社会経済的立地条件による都市化の影響とどのような関係にあるのかをみる指標として、農業集落の中心地から最も近いD I D（人口集中地区）までの所要時間により区分した。

2 農業集落類型と区分基準

(1) 〔基本的属性に関する分類〕

販売農家率別類型

第1次区分 (販売農家率)	第2次区分 (総農家数)
10%未満	9戸以下
	10～24
	25～49
	50～99
	100～149
	150戸以上
10～30	同上
30～50	〃
50～70	〃
70～90	〃
90%以上	〃

注：それぞれの区分の考え方は次のとおりである。

第1次区分	当該農業集落における総農家数に対する販売農家数の割合
第2次区分	2005年農林業センサス農林業経営体調査における総農家数

(2) 〔農業生産構造に関する分類〕

ア 農業集落主位作物別類型

当該農業集落における販売農家のうち、農産物販売金額第1位部門の割合が最も高い作物	
稲	作
麦	類 作
雑穀・いも類・豆類	
工芸農作物	
施設	野菜
露地	野菜
果	樹 類
花き	・ 花木
その他の作物	
畜産（養蚕を含む。）	
販売農家なし	

イ 65歳未満男子農業専従者率別類型

当該農業集落の農業従事者に対する65歳未満 の男子農業専従者の割合
1 0 % 未 満
1 0 ～ 2 0
2 0 ～ 3 0
3 0 ～ 4 0
4 0 ～ 5 0
5 0 % 以 上
65歳未満の男子農業専従者なし
農業従事者なし

ウ 65歳未満女子農業専従者率別類型

当該農業集落の農業従事者に対する65歳未満 の女子農業専従者の割合
1 0 % 未 満
1 0 ～ 2 0
2 0 ～ 3 0
3 0 ～ 4 0
4 0 ～ 5 0
5 0 % 以 上
65歳未満の女子農業専従者なし
農業従事者なし

エ 65歳未満農業専従者がいる農家率別類型

当該農業集落の販売農家数に対する65歳未満 の農業専従者がいる農家数の割合
1 0 % 未 満
1 0 ～ 2 0
2 0 ～ 3 0
3 0 ～ 4 0
4 0 ～ 5 0
5 0 % 以 上
65歳未満の農業専従者がいる農家なし
農業従事者がいる農家なし

(3) [社会経済的立地等に関する分類]

ア 農業振興地域・都市計画区域別類型

第 1 次 区 分 (法制上の地域指定)			第 2 次 区 分 (総 農 家 数)
農業振興地域	農用地区域	市 街 化 区 域	9 戸 以 下
			1 0 ～ 2 4
			2 5 ～ 4 9
			5 0 ～ 9 9
			1 0 0 ～ 1 4 9
			1 5 0 戸 以 上
		市街化・調整区域	同 上
		市街化調整区域	〃
		他の都市計画区域	〃
	都市計画区域外	〃	
農用地区域外	同 上	〃	
農業振興地域外		〃	

注：それぞれの区分の考え方は、次のとおりである。

第 1 次 区 分	当該農業集落の農業振興地域と都市計画区域の指定状況
第 2 次 区 分	2005年農林業センサス農林業経営体調査における総農家数

イ 山村・過疎・特定農山村地域別類型

振興山村地域
過疎地域
特定農山村地域
振興山村地域と過疎地域の重複
振興山村地域と特定農山村地域の重複
過疎地域と特定農山村地域の重複
振興山村地域と過疎地域と特定農山村の重複
振興山村地域と過疎地域と特定農山村地域のいずれにも指定なし

ウ 社会経済的立地別類型

D I D までの所要時間別
1 5 分 未 満
1 5 分 ～ 3 0 分
3 0 分 ～ 1 時 間
1 時 間 ～ 1 時 間 半
1 時 間 半 以 上

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	(山陰、山陽)
九州	鳥取、島根
北九州	岡山、広島、山口
南九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	(北九州、南九州)
	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
	宮崎、鹿児島
	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

区 分	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	(1) の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1) の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1) の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1) の九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

V 用語の解説と利用上の注意

1 用語の解説

本書の用語については、2005年農林業センサスに関する以下の報告書の「利用者のために」の項を参照されたい。

(1) 農林業経営体調査に関する事項

第2巻 農林業経営体調査報告書 ー総括編ー

(2) 農山村地域調査に関する事項

第7巻 農山村地域調査及び農村集落調査報告書

2 統計数値について

(1) 農業集落類型別統計の集計対象は農山村地域調査対象農業集落（全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いた農業集落）であるため、本書における経営体数、経営耕地面積等の数値は農林業経営体調査報告書の数値とは一致しない。

(2) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」・・・単位に満たないもの。（例：0.4ha→0 ha）

「－」・・・調査は行ったが事実のないもの。（ただし、農山村地域調査においては、調査は行ったが事実のないもの、または単位に満たないもの。）

「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの。

3 添付CD-ROMについて

本書の裏表紙には、付録として、本書に掲載した統計表のデータ並びに「第Ⅱ部法制上の地域指定別類型」の都府県別のデータを収録したCD-ROMを添付している。

なお、CD-ROMを利用する際は、以下の内容に留意の上、利用されたい。

(1) 利用方法

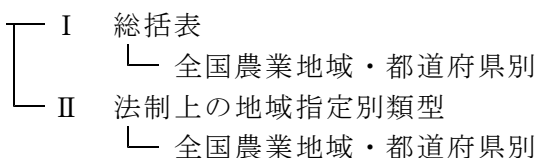
データファイルはMS-Excel2003で作成している。このため、当該ファイルはMs-Excel97以降のソフト仕様又はxlsフォーマット（ワークブック形式）が読めるアプリケーションソフトで利用する。

*上記に記載されている会社名、製品名は、各社の商標又は登録商標である。

(2) ディレクトリ構造及び収録ファイル名

[ディレクトリ構造]

農業集落類型別報告書



[収録ファイル名]

CD-ROMを参照。

(3) 取扱い上の注意

本CD-ROMの内容については、私的使用又は引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた行為を除き、当省に無断で複写、複製することを禁じる。

Ⅵ 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計班

電話：03-3502-8111 内線2779、2785

直通：03-3591-4603